

1. 緑化樹木の規格

- ・ 植栽工事を行う際には原則として次に示す形状寸法以上の規格で計画してください。
- ・ シンボルツリー、ランドマークツリー等として植栽する場合は、本市と協議の上、計画してください。(P. 57参照)

■ 緑化樹木の標準規格

	形状寸法			植栽密度
	樹高	目通周	葉張	
高木	3.0m以上	0.18m以上	0.8m以上	緑化の目的、樹種に応じた間隔(3~6m程度)とします。
中木	1.5m以上 3.0m未満	——	0.3m以上	生け垣の場合は、2~3本/m程度とします。
低木	0.3m以上 1.5m未満	——	0.3m以上	寄植えを行う場合には、葉張(0.3~0.5m)に応じて4~10株/m <sup>2</sup> 程度とします。
地被	——	——	——	張芝は目地なしとします。コンテナ栽培樹木を使用する場合は、44株/m <sup>2</sup> 程度とします。

2. 緑化樹種

- ・ 緑化地の裸地部分については芝生等の地被植物を植栽し、緑化を図るようにしてください。
- ・ 各施設の緑化を行うための植栽は、施設ごとの緑化方針に沿って、施設の整備イメージを高めるような樹種を使用してください。その際、P37~43に整理したテーマ別樹種の例を参考にしてください。
- ・ 多摩丘陵緑化ゾーンにおいては、開発事業区域周辺の樹林地との景観的な融和を図るよう、樹種の選定に配慮してください。
- ・ 生垣をはじめとする接道部分にツバキ、サザンカの類を用いる場合は、チャドクガが発生しないよう維持管理に十分注意してください。
- ・ 北部地域(中原、高津、宮前、多摩、麻生の5区)においては、梨の生産に被害を及ぼす危険性のある赤星病の中間宿主となるカイヅカイブキ等のビャクシン類は用いないようにしてください。  
(「農地の営農環境に対する取扱基準」による)
- ・ 現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えてください。

## テーマ別樹種の例

<花が美しい木>

区分	樹種名	生活形態		花期(月)	花色	区分	樹種名	生活形態		花期(月)	花色
		常緑	落葉					常緑	落葉		
高木	ウメ		○	12~2	白、桃、赤	低木	アジサイ		○	6~7	青、桃、白
	コブシ		○	3~4	白		アベリア	○		7~11	淡桃
	サクラ類		○	3~4	淡桃、白		ウツギ類		○	5~6	白
	サルスベリ		○	7~9	白、桃、紫		エニシダ	○		4~5	黄
	モクレン類		○	3	白、紫		カルミア	○		5~6	白、桃、紅
	ハナミズキ		○	4	白、紅		キンシバイ*	○		6~7	黄
	モモ		○	4	白、桃		ビョウヤナギ*	○		6~7	黄
	エンジュ		○	7~8	白		コデマリ		○	4~5	白
	エゴノキ		○	5	白		ジンチョウゲ	○		3~4	白、淡桃
	トチノキ		○	4~5	白		シクナゲ類	○		4~7	白、淡桃、紫
	タイサンボク	○		6~7	白		ツツジ類	○		4~6	白、桃、紫、赤
	ナツツバキ		○	6~7	白		ドウダンツツジ		○	3~5	白
	リョウブ		○	7	白		トサミズキ		○	3~4	黄
	ネムノキ		○	6~8	桃		フヨウ		○	8~9	白、桃
中木	オオデマリ		○	4~5	白	ボタン		○	4~5	白、桃、紫	
	サンシュユ		○	2~3	黄	アセビ	○		3	白	
	ツバキ類	○		12~4	白、桃、赤	クチナシ	○		6~7	白	
	ハナカイドウ		○	3~4	桃	シモツケ		○	5~6	桃	
	サザンカ	○		10~11	白、桃	ボケ		○	3~4	白、桃	
	マンサク		○	2~3	黄	ユキヤナギ		○	3~4	白	
	ロウバイ		○	1~2	黄	レンギョウ		○	3~4	黄	
木	キンモクセイ	○		9~10	黄	バラ類		○	5~7	白、桃、赤、紫、黄	
						ハギ		○	8~10	白、桃	
						ヤマブキ		○	4~5	黄	
ツル						フジ		○	5	白、紫	
						ノウゼンカズラ		○	6~8	橙	

\*半常緑樹

<香りのする木>

区分	樹種名	香る部分	時期(月)
	カリン	実	10~11
	ニオイヒバ	葉	1~12
	ニセアカシア	花	3~4
中木	ロウバイ	花	1~2
	ゲッケイジュ	葉	1~12
	サンショウ	葉	3~11
	キンモクセイ	花	9~10
	ライラック	花	4~5
低木	クチナシ	花	6~7
	ジンチョウゲ	花	3~4
	バラ類	花	5~7
地被	ラベンダー	花	6~7
	カモミール	花	4~6
	ミント類	葉	4~10
ツル	スイカズラ	花	5~6
	テイカカズラ	花	5~6
	フジ	花	4~5
	ツルバラ	花	5~6

<葉の色を主に楽しむ木>

区分	樹種名	時期(月)		
		秋の紅 (黄)葉	芽吹き	通年
高木	イチョウ	黄		
	イロハモミジ	紅		
	カキ	紅		
	サクラ類	紅		
	ハナミズキ	紅		
	トウカエデ	紅		
	モミジバフウ	紅		
	ヤマボウシ	紅		
	ナナカマド	紅		
	ナンキンハゼ	黄・赤		
	イタヤカエデ	黄		
	ユリノキ	黄		
	ノムラモミジ			紅
	ベニスモモ			紅
ノルウェーカエデ			紅	
中木	ガマズミ	紅		
	マユミ	紅		
	ニシキギ	紅		
	ベニカナメ		紅	
	オオバベニガシワ		紅	
低木	キンマサキ			黄
	ドウダンツツジ	紅		
	メギ	紅		
	キンメツグ		黄	
ツル	ゴシキナンテン			紅
	ナツヅタ	紅		

<実を楽しむことができる木>

区分	樹種名	色	結実木(月)	果実採取に適するもの
高木	イイギリ	赤	10~12	
	イチヨウ	黄	9~10	○
	ウメ	黄	6~7	○
	カキ	橙	10~11	○
	カリン	黄	10~11	○
	クロガネモチ	赤	11~1	
	ザクロ	赤	10~11	○
	ソヨゴ	赤	10~12	
	ナナカマド	赤	10~12	
	ハナミズキ	赤	10~12	
	ビワ	黄	6	○
ミカン類	橙	11~4	○	
中木	イチイ	赤	9~10	
	ウメモドキ	赤	10~12	
	ガマズミ	赤	10~11	
	カラタチ	黄	10~11	
	サンゴジュ	赤	9~10	
	ピラカンサ	赤、橙	10~12	
低木	マユミ	桃	10~11	
	アオキ	赤	11~2	
	ウグイスカグラ	赤	5	
	グミ	赤	6~10	
	コトネアスター	赤	10~2	
	センリョウ	赤	11~2	
	ニシキギ	赤	10~12	
	マンリョウ	赤	11~3	
	メギ	赤	11~12	
	ムラサキシキブ	紫	10~11	
ツル	ブルーベリー	紫	6~8	○
	ヤブコウジ	赤	10~1	
	アケビ	青紫	10~11	○
	キウイ	茶	10~12	○

<シンボル・ランドマーク樹>

区分	樹種名	
針葉樹	ヒマラヤスギ	
	ドイツトウヒ	
	クロマツ	
	メタセコイア	
常緑樹	クスノキ	
	スダジイ	
	ヤマモモ	
落葉樹	ケヤキ	
	イチヨウ*	
	プラタナ	
	ユリノキ	
	アカツラ	
	ハクモクレン	
	フウ	
	ソメイヨシノ	

\* イチヨウは慣用により落葉樹扱いとします。

<食 餌 木>

区分	樹種名	オナガ	シウジユラ	ジビョウキ	スズメ	ツグミ	ヒヨドリ	ムクドリ	メジロ	ウグイス	カヒワ	キジバト
高木	イヌマキ						○					
	イチイ	○				○	○				○	
	エノキ	○				○	○	○	○			
	エゴノキ					○	○					
	クスノキ	○				○	○	○	○			
	クロガネモチ	○				○	○	○				
	ナナカマド	○					○	○				
	セシダン	○					○	○				
	ハナミズキ	○				○	○					
	カキ	○			○		○	○	○	○		
	ミズキ	○					○	○				○
	サクラ	○					○	○	○			○
	イイギリ	○					○	○				
	モッコク		○	○								
キハダ	○						○	○				
中木	マサキ			○		○	○					
	ウメモドキ			○		○	○	○				
	ガマズミ	○		○		○	○	○				
	クワ	○			○		○	○				
	サザンカ						○		○			
	サンゴジュ						○	○	○			
	サンショウ	○	○	○			○				○	○
	ネズミモチ	○				○	○	○				○
	サカキ						○	○	○			○
イチジク	○			○		○	○	○				
低木	アオキ	○				○	○	○				
	ムラサキシキブ	○		○		○	○	○	○		○	○
	ニシキギ	○		○		○	○		○			○
	ナワシログミ	○					○	○	○			
	ナンテン	○				○	○	○				
	マンリョウ					○	○	○				
	ヤブコウジ		○			○						
	クチナシ						○	○	○			
	ヤツデ			○			○	○				
	クコ	○		○			○	○				
ツル	アケビ	○					○		○			
	ツルウメモドキ	○		○		○	○	○	○			
	キヅタ	○					○	○				

<学校緑化に使われる樹木ベスト20>

1	クスノキ	11	ソテツ
2	サクラ類	12	キンモクセイ
3	イチョウ	13	ケヤキ
4	マツ類	14	カエデ類
5	ヒマラヤシーダー	15	フジ
6	メタセコイア	16	ヒノキ
7	スギ	17	カイツカイブキ
8	プラタナス	18	サザンカ
9	モモ	19	キョウチクトウ
10	ポプラ類	20	サンゴジュ

<生垣に比較的使われる木>

木の名前	日向を好む	日陰に耐える	低湿地に強い	乾燥地に強い	海辺地に強い	大気汚染に強い	防火に強い	狭い場所でも育つ	高生垣に向く	自然型に向く	いつも葉が緑	冬は落葉	花が美しい	実が美しい	葉が美しい
アセビ		○		○		○				○	○		○		
イヌツゲ	○	○	○	○	○	○			○		○				
イヌマキ	○	○	○	○	○	○	○		○		○				
カナメモチ	○		○	○	○		○	○			○				○
サザンカ	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○		
サワラ	○	○							○		○				
サンゴジュ	○	○				○	○				○			○	
シラカシ	○	○			○		○		○		○				
ドウダンツツジ	○		○									○	○		○
ヒイラギ		○	○	○	○	○	○				○				
ヒサカキ		○			○	○	○				○				
ピラカンサ	○		○			○				○	○			○	
マサキ		○	○	○	○	○	○	○			○				
レンギョウ	○			○				○		○		○	○		

<ツル植物> ○：適 △：やや適

<有用木>

区分	樹種名	用途			見所		
		はん		下垂	花	実	葉
		直接	間接				
常	イタビカズラ	付着根 ○					
	カロライナ ジャスミン		巻付 ○		4～6 黄		
緑	キツタ	付着根 ○		○			
	テイカカズラ	付着根 ○	△	△	7～8 白		
樹	ツルマサキ	付着根 △					斑入り
	ムベ		巻付 ○				
落	アケビ		巻付 ○		4 紫	9～10 青、紫	
	ナツツタ	吸盤 ○					紅葉
葉	ツキヌキ ニンドウ		巻付 ○		5～10 赤		
	ツルウメ モドキ		巻付 ○			10～2 赤	黄葉
樹	ノウセン カズラ	付着根 ○			7～8 橙		
	ツルバラ		△	△	赤、白、 黄		
	フジ		巻付 ○		5～6 白、紫		

樹種名	用途
ヒノキ	建築用材、まな板
スギ	〃、ゲタ
アカマツ	〃
キリ	家具、琴、ゲタ
ケヤキ	家具、楽器、食器
カリン	楽器、薬用
トネリコ	バット、ラケット
カキ	ゴルフクラブ、食用
カヤ	将棋盤
コナラ・ クヌギ	炭、ホダ木
クロモジ	楊枝
キハダ	薬用、染色
クスノキ	樟脳、仏像
モチノキ	とりもち
ツゲ	櫛、印判
ナツメ	食用、薬用
タケ類	食用、工芸
ミツマタ	和紙
ヤブツバキ	油
サカキ	神事
チャノキ	茶
クリ	食用、枕木
アケビ	蔓細工
ヤマザクラ	家具、版木
クチナシ	染色
ミズキ	こけし、寄木細工

<耐火性のある樹種>

区分	樹種名	区分	樹種名	
針葉樹	コウヤマキ	広葉樹	サングジュ	
広葉樹	高		中木	ネズミモチ
				ツバキ
				サカキ
				マサキ
	木		低木	アオキ
				ヤツデ
				トベラ
	シラカシ			
	スダジイ			
	モチノキ			
	マテバシイ			
	ユズリハ			
	イチヨウ			
	モッコク			

<グランドカバープランツ> ○：適 △：やや適

用途 植物名	平 面		法 面
	日陰地	根締め	
アガパンサス	△	△	△
アカンサス	○		
アジュカ	○	△	○
アスチルベ	△		
アルメリア			△
イカリソウ	△		
イソギク			△
ウラハグサ	△		
エビネ	△		
オモト	△	△	
オリズラン	△		
カキドオシ	△		
カンスゲ	△	○	△
キチジョウソウ	○	○	○
ギボウシ	△	△	○
サギゴケ	△		
シバザクラ			○
シャガ	○		○
ジャーマンアイリス	△		
シュウカイドウ	△		
シュンラン	△		△
ショカツサイ (ムラサキハナナ)			△
シラン	△	△	
シロツメクサ			○
セイヨウノコギリソウ	△		○
セキショウ	△	△	
アスパラガス	○	○	
タマスダレ	△	△	
チゴユリ	△		
ツワブキ	○	△	△
ティコンドラ	△		
ハナツメクサ			○
ハナニラ	△		△
ハラン	○	○	
ヒマラヤユキノシタ	△	△	
フィリドクダミ	△		
フキ	△		
プラティア			△

用途 植物名	平 面		法 面
	日陰地	根締め	
フランスギク			○
ヘビイチゴ	△		
ヘメロカリス	△	△	△
ポテンチイラ	△		△
マツバギク			△
ミソハギ			△
ミヤマナルコユリ	△		
ムラサキカタバミ			△
ムラサキツメクサ			○
ヤブミョウガ	○		
ヤブラン	△	○	△
ユキノシタ	○		△
ラミューム	△		△
リシマキア	△		△
リボングラス	△		△
リュウノヒゲ類	○	○	○



1. 自然的環境  
保全配慮書

自然的環境保全配慮書（以下「保全配慮書」という。）は、事業者が事業予定区域内の自然的環境<sup>\*</sup>を把握し、その保全・回復・創出に関する考え方を示し、具体的な事業計画の立案に反映させることにより、自然環境に囲まれた「緑豊かなまちづくり」を目指すことを目的とするものです。

事業者は、対象事業区域内において一定規模以上の自然的環境が確認された場合、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以下「緑の条例」という。） 第30条の2」により、自然的環境の保全への配慮に関する事項を記載した書面を市長に提出することとされています。

<sup>\*</sup> 自然的環境とは、緑の条例第2条に規定する「緑」の定義を基本とし、景観形成や生態系の保全に向けた考え方等を含むものとする。（緑の条例第2条：樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を兼ね備えた土地等。）

【樹林地】

- 平均高さ5m以上の樹木が10㎡に1本以上の割合でまとまって存する300㎡以上の土地をいう。なお、防風林、屋敷林等、敷地内植樹地についても樹林地として取り扱う。

【農地】

- 水田、畑、苗圃など、農地として活用されている土地をいう。（舗装されていない休耕地を含む）

【特筆すべき自然的環境】

- 多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸または水辺地（湧水・池・湿地）等

【保存すべき樹木】

- 緑の条例第17条に規定する「保存樹木」、「まちの樹」又は、これに準ずる樹木（樹高10m以上、かつ目通周1m以上の樹木）。  
\* 樹林地の一部である樹木は、「樹林地」として、取り扱う。

2. 対象となる事業

- 保全配慮書の提出が必要な対象事業を下表に示します。

対象事業	自然的環境の種別
500㎡以上の建築 行為及び開発行為	対象事業区域内に300㎡以上の一団の樹林地がある場合
	対象事業区域内に1,000㎡以上の一団の農地がある場合
	対象事業区域内にその他、優れた自然的環境を有する土地がある場合（特筆すべき自然的環境、保存すべき樹木）

保全配慮書は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（以下「総合調整条例」という。）」の規定が適用される事業の場合、「事業概要書」の添付図書として使用します。

また、都市計画法第29条の許可を要する開発行為で一定の規模を満たす事業の場合は、区域内の樹木又は樹木の集団の保存、表土の保全措置の考え方を示すものとしても活用します。

1) 自然的環境保全配慮の意義

市域に存在している樹林地や農地、谷戸や水辺地を含めた様々な自然的環境は、川崎市を特徴づける景観を形成しているとともに、多くの動植物の生息・生育空間となっています。このような自然的環境を保全することにより、動植物の分布が拡大し生物多様性が保全されるほか、雨水が地下に浸透することで健全な水循環が保たれる等の効果が得られます。

また、豊かな緑を保全・創出することで、地球温暖化対策等にも寄与し、地域に潤いとやすらぎのある景観をつくと共に、身近な自然にふれる機会をもたらします。

開発事業等の計画に当たり、これらの自然的環境を保全する効用を御理解いただき、配慮をお願いします。

2) 自然的環境保全配慮の基本的な考え方

事業計画の立案に当たり、まず対象事業区域内の自然的環境の規模、内容、周辺との緑の連続性等を調査します。なお、面積1,000㎡以上のまとまりのある市内の緑地については、植生等各種データを整理・評価した「緑地保全カルテ\*1」を、緑政部担当窓口で閲覧することができます。

調査した自然的環境については、事業における影響を最小限にし、緑の連続性を確保することを重視しながら、保全に努めます。

次に樹木等を現況のまま保全することが困難な場合は、一旦仮置きし、工事完了後に生育環境を整え、回復することを検討します。

なお、やむを得ず保全や回復ができない場合は、代替となる植栽や生き物の生息空間の設置等により、緑の連続性に配慮した建物配置や緑化を検討します。



\*1 緑地保全カルテ  
植生・地形等の自然的条件、歴史・景観等の社会的条件等をもとに、緑地をA、B、Cの3段階に評価し(緑地総合評価)、基礎情報としてカルテに取りまとめています。

3. 自然的環境保全配慮事項

・自然的環境に関する配慮事項を下表に示します。

配慮事項	
(1)	樹林地の保全、回復又は創出への配慮
(2)	樹木の保存等への配慮
(3)	動植物の生息・生育環境についての配慮
(4)	表土の保全への配慮
(5)	雨水等の浸透(水循環)についての配慮
(6)	多様な自然的環境の保全又は回復への配慮
(7)	循環利用(リサイクル)の取組
(8)	緑化の推進
(9)	地球温暖化対策への配慮
(10)	景観の保全への配慮

・対象事業の種類、規模及び自然的環境の種別により、以下の項目について配慮します。

■対象事業区域内に300㎡以上の一団の樹林地がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(1)(3)(5)(7)(8)
	3,000㎡以上	(1)(3)～(5)(7)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(1)(3)(5)(7)～(10)
	3,000㎡以上	(1)(3)～(5)(7)～(10)

■対象事業区域内に1,000㎡以上の一団の農地がある場合（舗装されていない休耕地含む）

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(3)(5)(8)
	3,000㎡以上	(3)～(5)(8)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(3)(5)(8)～(10)
	3,000㎡以上	(3)～(5)(8)～(10)

■対象事業区域内に特筆すべき自然的環境がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(3)(5)(6)(8)
	3,000㎡以上	(3)～(6)(8)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(3)(5)(6)(8)～(10)
	3,000㎡以上	(3)～(6)(8)～(10)

■対象事業区域内に保存すべき樹木がある場合

事業の種類	事業規模	考慮すべき配慮項目 (No.)
戸建住宅	3,000㎡未満	(2)(3)(5)(7)(8)
	3,000㎡以上	(2)～(5)(7)～(10)
共同住宅・事業所・公共 公益施設	3,000㎡未満	(2)(3)(5)(7)～(10)
	3,000㎡以上	(2)～(5)(7)～(10)

※対象事業区域に複数の自然的環境がある場合は、それぞれの種別に該当する項目全てに配慮します。

4. 自然的環境保全  
配慮事項の考え方

(1) 樹林地の保全、回復又は創出への配慮

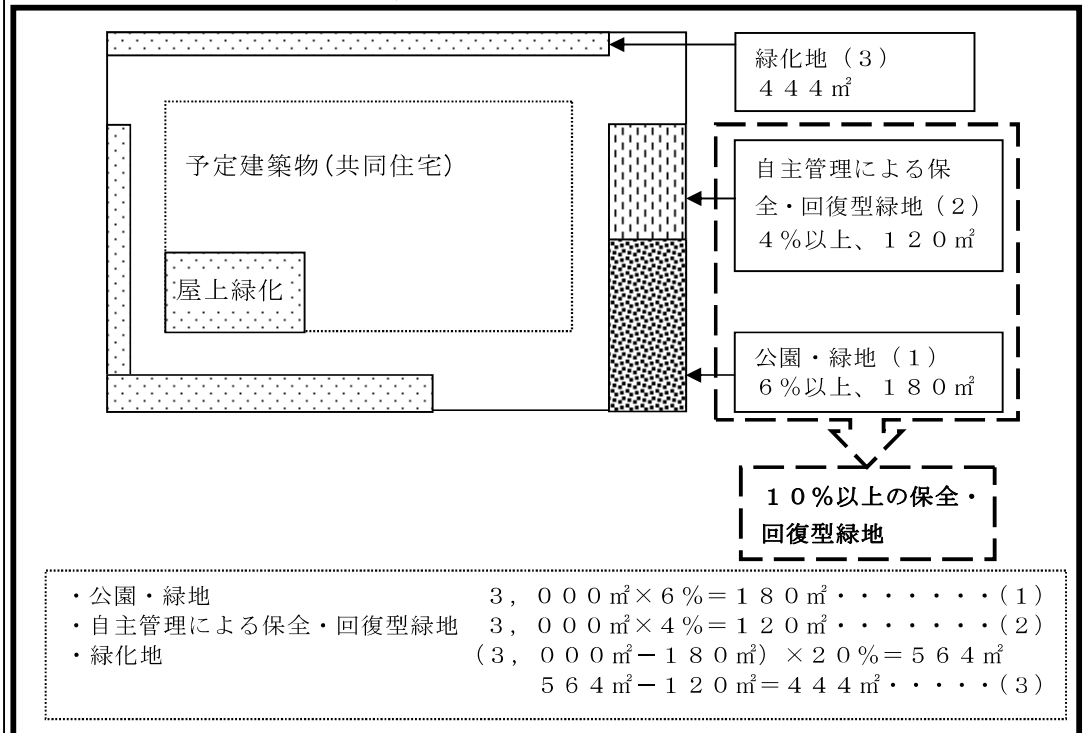
市域に存在する樹林地は、身近に自然を感じられる貴重な資源となっています。なかでも、多摩川崖線に斜面の樹林地が带状に連なる景観や、多摩丘陵に存在する谷戸地形、里山の風景は川崎市を特徴づけるものとなっており、次世代に継承するため可能な限り保全に配慮します。特に丘陵部においては、斜面地の尾根部分の樹林地の保全に配慮し、緑の連続性を確保することを目指します。

また、造成に当たっては、斜面の安全性を勘案した上で、土地の形質の変更を必要最小限とし、かつ地形に順応させることを目指します。

特に、3,000㎡以上の共同住宅の建設を目的とする開発事業については、次に示す事例のように、開発区域面積の10%以上を保全・回復型の緑地として確保することを目指します。

その内訳として、都市計画法に基づき設置される開発区域面積の6%以上の公園・緑地に、隣接して、開発区域面積の4%以上の自主管理による保全・回復型緑地を配置し、緑のボリュームの確保を行うものとします。

※事例：開発区域面積3,000㎡の共同住宅建設事業



① 保全の考え方

可能な限り土地の形質変更を抑え、地形に順応した造成計画を行い、公園・緑地などを適切に配置し、既存樹林地の保全に配慮するよう努めます。

保全される樹林地は、将来的に人為的な管理\*1がほどこされ、景観形成に寄与し、更には、斜面地の場合は、安定性がある形状で保全がなされることを前提とします。

\*1人為的な管理  
p. 49「樹林地の  
管理について」参照



病院敷地内に残された樹林地の事例  
(麻生区)



老人福祉施設敷地内に残された樹林地の事例  
(麻生区)

② 回復の考え方

やむを得ず造成等、土地の形質を変更する場合には、開発前の植生等を勘案しながら、新たに設置される公園や自主管理による保全・回復型緑地に樹林地の回復がされるよう努めます。伐採後に残された切株についても、萌芽更新\*1が期待できるものはなるべく残します。

また、地形等を勘案した上で、可能な限り大景木の植栽などにより、緑の存在と効用を確保することを検討します。樹種については、現地の植生状況及び生育状況が良好な樹種等を検討します。

○ やむを得ず樹林地を保全することが困難な場合としては次のことが挙げられます。

- ア 事業区域の全域にわたり、保全すべき樹林地が存する場合
- イ 事業区域内の公共・公益施設、切土又は盛土、地盤の改良若しくは、擁壁の設置等計画上、当該樹林地を保全することが困難な場合
- ウ 保全後、人為的な保全管理が不可能な場合（居住者、地域住民等による保全管理）
- エ 樹林地において、急傾斜崩壊対策工事等斜面の安定化工事を施工する場合

③ 創出の考え方

保全・回復が困難な場合には、敷地内に新たな緑化地の創出を行います。その際、周辺環境と調和が図られ、緑の連続性が保たれるように配慮し、大景木の植栽、屋上緑化など効果的な緑化が図られるよう努めます。

なお、樹種については、現地及び周辺地域において生育状況が良好な樹種等を検討するとともに、現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えるようにします。

\*1 萌芽更新  
伐採後に残された切株から伸びた芽を育て、樹林地を更新する方法。

面積 300 m<sup>2</sup>以上の優れた内容の樹林地については、保存樹林の指定を受けることができます。

- 参考：回復・創出を図る際の樹木等
- ・高木は、コナラ、クヌギ、ケヤキ、イヌシデ、エゴノキ、コブシ、リョウブ、ヤマザクラ、シラカシ、スダジイ、アカマツ等
  - ・中低木は、ヤマツツジ、ヤブツバキ、アセビ、ムラサキシキブ、ガマズミ等

### ■樹林地の管理について

市内に残されている樹林地の多くは、里山として、かつて炭や薪、肥料等を生産するためにクヌギ・コナラ等の雑木が植えられ、定期的に伐採等の手入れがなされてきました。

手入れを行うことで、里山には樹齢の違う若い雑木が混在し、明るい林床には様々な草花が生育し、結果として動植物の多様性が維持され、豊かな生態系が育まれてきました。

しかし、現在かつての雑木林は里山として利用されることがほとんど無くなり、モウソウチクやアズマネザサが繁茂し、かつての様相を呈している場所は稀となっています。またタケ類の繁茂により暗い樹林地となり、生息・生育できる動植物が減り、樹木の成長が妨げられることで、二酸化炭素吸収量や、雨水の涵養機能の効果も減少傾向にあります。

しばらく手入れがなされていない樹林地であっても、適切な管理を行うことにより、かつての良好な里山の姿に回復することができます。ここでは、里山の代表的な管理作業と楽しみ方を紹介します。

#### (1) 間伐

- ・ 樹木が枯れている等、不健全であったり、過密化している場合は伐採します。
- ・ クヌギ・コナラ等、萌芽しやすい樹種は、胸高直径20cm（樹齢15～20年）程度で、萌芽更新のために伐採します。
- ・ 林床が明るくなり、樹木を更新することができます。

#### (2) 下草刈り

- ・ 林床のタケ類・ササ類や常緑低木の刈取りを行い、繁茂を防ぎます。作業の際は、希少な植物があればなるべく保全し、ヤブに生息する鳥類等があれば一部刈り残す等、動植物の生息・生育環境に配慮します。
- ・ 林床が明るくなることで、従来の山野草が見られる等、生態系の回復が見られます。



管理が行き届いた雑木林（麻生区岡上）

#### (3) 枝払い

- ・ 樹木の枝張りを切ることで、林床を明るくし、植生の単調化を防ぎます。
- ・ 風や積雪による倒木を防ぎます。

#### (4) 竹林の管理（竹林としての管理を行う場合）

- ・ 立ち枯れや黄色くなった古いタケを積極的に間伐します。
- ・ 間伐した跡地には、春にタケノコが出てきて、タケを更新することができます。
- ・ タケの伐採の密度は、竹林内を傘をさして歩けるくらいが目安といわれています。

#### (5) 里山の楽しみ方

- ・ 樹林地に散策できる道をつくると、自然に親しむことができ、また居住者や地域のコミュニケーションの場とすることができます。
- ・ 道を明確化することで、林床の裸地化を防止することができます。また、管理作業を円滑に行うことができます。
- ・ 樹木等の解説板の設置等により環境学習の場として利用することで、自然への親しみを持つことができます。
- ・ 間伐したタケは、玩具や柵等として細工し利用することができます。
- ・ 間伐したクヌギやコナラは、シイタケのホダ木として利用できます。
- ・ 樹液が出ているクヌギやコナラは、カブトムシが好みます。

(2) 樹木の保存等への配慮

① 保存の考え方

可能な限り保存すべき樹木がある場所に、公園、自主管理の保全・回復型緑地を配置し、樹木を保存するとともに、樹木の生育に必要な空間を確保するよう努めます。また、保存する樹木の垂直投影面下の切土盛土は避け、周辺環境が大きく変化する場合は、生育に必要な養生等を行います。



共同住宅敷地内に保存された樹木の事例  
(高津区)



公園・緑地内に保存された樹木の事例  
(高津区 久本山ターザンの木緑地)

② 回復の考え方

現況のまま保存できない場合は、可能な限り事業予定区域内の公園又は自主管理による保全・回復型緑地に移植し、回復が図られるよう努めます。移植に当たっては、事前に根回し等の措置を講じるとともに、移植後は、根元の透水性を確保する等、生育に必要な養生等を行います。

○ やむを得ず樹木を保存することが困難な場合としては、次のことが挙げられます。

- ア 事業区域の全域にわたり、保存対象の樹木が存する場合
- イ 公園、緑地等の計画内容等の関係から保存対象の樹木が保存できない場合
- ウ 事業区域内の公共・公益施設、切土又は盛土、地盤の改良若しくは、擁壁の設置等の計画上、当該樹木を保存することが困難な場合

③ 創出の考え方

やむを得ず伐採する場合は、それに代わるものとして、大景木の植栽に努めます。また、樹種については可能な限り現地及び周辺地域において生育状況が良好なものや事業施工後の環境に適した樹種を選択し、緑の創出に努めます。なお、現地の生態系に影響を与える外来種の植栽は控えるようにします。

④ 管理について

樹木を保存することは、地域のシンボルを継承することとなり、景観の向上に大いに寄与します。将来にわたり受け継がれる樹木となるよう適正な管理に努めます。

樹高10m以上、かつ目通周1m以上の樹形が優れている樹木は、保存樹木の指定を受けることができます。

(3) 動植物の生息・生育環境についての配慮

① 保全の考え方

樹林地をはじめとする自然的環境は、動植物の生息・生育環境となっています。そのため、事業計画の立案に当たっては、動植物の生息・生育環境になるべく配慮します。特に、希少な動植物が確認された場合は、可能な限り公園・緑地や自主管理による保全・回復型緑地を配置し、生息・生育環境をできるだけ広い面積で維持していくことに努めます。

② 回復の考え方

やむを得ず動植物の生息・生育環境を改変する場合は、事業区域内の公園・緑地や自主管理による保全・回復型緑地に、代替となる環境や動物の通り道を新たに確保したり、動植物に影響が少ない適切な時期に工事を行うこと等に努めます。

③ 創出の考え方

緑化地を創出することは、動植物の生息・生育環境の拡大に寄与します。創出に当たっては、なるべく現地及び周辺地域において生育状況が良好なものを含む樹種を選定します。また、食餌木の植栽や水辺地の設置を行ったり、連続性がある緑地を確保したりすることで、動植物の生息・生育環境の拡大に努めます。

※ 希少な動植物の参考図書として、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館）等があります。

(4) 表土の保全への配慮

① 保全の考え方

表土とは、植物の生育に不可欠な有機物質を含む表層土壌のことをいい、公園・緑地や緑化地等植栽を行う場所においては、表土の保全に努めます。

② 回復の考え方

事業施工において、表土を現状のまま保全することができない場合については、可能な限り工事中に表土を保存し、植栽地の土壌など必要な部分に厚さ20～40cm程度で復元します。

③ 創出の考え方

施工上の問題から、やむを得なく表土の復元ができない場合については、事業区域外の土地の表土を採掘し、その表土を活用します。また、植栽を行う場所の土壌が、植物の生育等に際し、好ましくない場合、土壌改良剤と肥料を与え耕起し植物の生育に適した土壌にします。

\* 盛土のみの開発行為の場合は、客土や土壌改良等による措置、切土のみの場合は、土壌改良等の措置も考えられます。



\* 土壌の改良に関する技術的な考え方

植物の生育に適した土壌とは、以下を目安とし、条件を満たさない場合は、客土、土壌改良等を行い、適切な土壌とします。

- a 土壌硬度  
山中式土壌硬度計による抵抗値 8～20 が適しています。
- b 土壌酸度  
pH 4.5～6.5 が適しています。
- c 土性
  - ・砂土 : ほとんど砂ばかりと感ぜられるもの
  - ・砂壤土 : 肉眼及び指間で認められる砂が 3 分の 1 から 3 分の 2 を占めるもの
  - ・壤土 : ほぼ 3 分の 1 以下の砂を含むもの
  - ・埴壤土 : 粘りのある粘土に砂を感じるもの
  - ・埴土 : 粘りのある粘土が大部分のもの
 この内、壤土、埴壤土が適しています。

(5) 雨水等の浸透（水循環）についての配慮

雨水等の浸透については、「川崎市水環境保全計画（2012年10月策定）」に基づき、浸透機能の回復の取組として、樹林地の保全等に努めます。

- ① 保全の考え方  
樹林地の保全等により、雨水等の浸透（水循環）を保持します。
- ② 回復の考え方  
緑化地の創出により、地下水のかん養能力を回復させるとともに、次に掲げる雨水浸透施設の設置を検討します。
  - ア 透水性舗装
  - イ 駐車場等を活用した雨水浸透施設
  - ウ 雨水浸透ます

- \* 雨水浸透施設の設置に当たっては、事前に河川管理者との協議が必要となる場合があります。
- \* 開発許可や宅地造成に関する工事の許可等を要する行為については別途規制がありますので、開発許可担当部署との協議が必要となります。
- \* 宅地内雨水浸透ます設置については、補助金交付制度があり環境局環境対策部環境対策課が窓口となります。

(6) 多様な自然的環境の保全又は回復への配慮

- ① 保全の考え方  
多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸や水辺地は、対象とする事業区域のみならず、その下流に広がる流域の生物多様性及び健全な水循環に寄与します。そのため、可能な限り公園・緑地や自主管理による保全型緑地を配置し、その保全に努めます。



水辺地（湿地）

② 回復の考え方

多様な動植物の生息・生育環境となる谷戸や水辺地の形質変更を行う場合には、公園緑地や自主管理による保全・回復型緑地に、できる限り従前と類似した環境を整え、多様な生き物の生息・生育空間づくりに努めます。

湧水や水路をやむを得ず造成する場合には、防災面等に配慮しながら、暗渠管の埋設等により、その保全に努めます。

(7) 循環利用（リサイクル）の取組

やむを得ず伐採した樹木や不用になった幹枝は、木質バイオマスとしてリサイクルを図ることに努めます。

ア 伐採樹木等のチップ化による緑化地のカバー材

イ 土壌改良剤

ウ 散策路の木製階段やベンチ等、簡易施設の材料として活用

エ カントリーヘッジ\*1を設置し、生き物のすみかや垣根として活用

オ 伐採樹木等を循環利用している事業所に持ち込み、バイオマス発電やチップとして寄与



カントリーヘッジ

(8) 緑化の推進

屋上緑化、壁面緑化などの特殊空間の緑化を創出し、緑の景観形成と周辺の緑とのネットワーク形成を図ります。また、大規模な戸建住宅事業については、都市緑地法による緑地協定\*2や緑化施設整備計画認定制度\*3等の活用を検討します。

(9) 地球温暖化対策への配慮

本市においては、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画－CCかわさき推進プラン（2010年10月策定）」のなかで、2020年度までに1990年度における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指しています。

\*1カントリーヘッジ  
剪定した枝や伐採した幹などの自然素材で作った柵のこと。クワガタムシやカミキリムシの仲間などの生息地となる。

\*2緑地協定  
土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

\*3緑化施設整備計画認定制度  
一定条件を満たす建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を作成し、市町村長の認定を受ける制度。

その中の基本施策の1つとして、緑の保全及び緑化の推進を掲げております。事業の施工に当たっては、公園・緑地、自主管理による保全・回復型緑地における緑の保全及び、緑化地における高木の植栽に努めることで、温室効果ガス排出量の削減を目指すとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献するよう努めます。

- ア 二酸化炭素吸収量の向上に寄与する高木の植栽を行う。
- イ 地盤面においてなるべく広く緑地面積を確保する。
- ウ 夏期における日陰を形成する中高木を植栽する。
- エ 水辺地の確保や屋上・壁面の緑化を行う。

#### (10) 景観の保全への配慮

##### ① 保全の考え方

市域に存在する樹林地や、地域のシンボルとなっている樹木については、その景観の保全に配慮するよう努めます。特に、保全配慮地区\*1内においては、多摩丘陵の斜面地の緑と地形の連続性を生かした景観の形成を目指すため、可能な限り尾根部分の保全を図ることが望ましく、建物の最上部（機械室含む）が、稜線を超えないような建築計画とする等、景観の保全に最大限、配慮するよう努めます。

また、神社、仏閣等の歴史的文化財や都市公園等と連続している自然的環境については、その連続性に配慮するよう努めます。

##### ② 回復の考え方

土地の形質変更により、やむを得ず尾根部の緑地が失われる場合には、大景木の植栽により、尾根等の連続性の回復に努めます。

##### ③ 創出の考え方

早期の緑化を目的に、可能な限り大景木の導入を図ります。また、屋上緑化、テラス等の緑化により、緑の連続性に配慮するよう努めます。併せて、周囲の緑との調和に配慮した緑化を行うとともに、接道部や敷地外周部に積極的に植栽を行い、緑の連続性の確保に努めます。

\*1保全配慮地区  
特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。多摩川崖線や多摩丘陵を含む市域の北西部地区のこと。

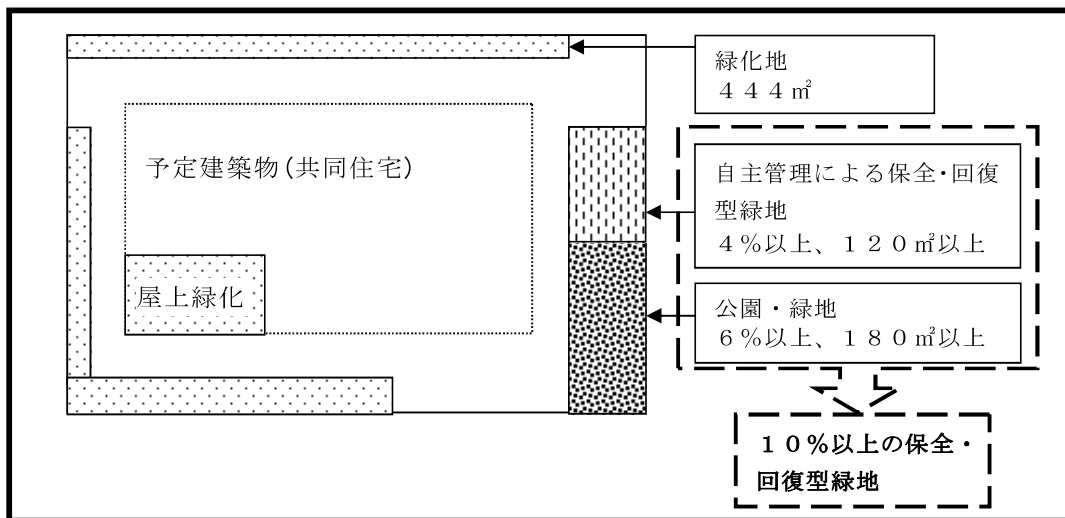
・ 緑地基準

下表の緑地基準を目標に、自然的環境の保全配慮に努めます。(下表は公園・緑地と敷地内における保全配慮の保全・回復・創出方針を示したものであって、公園・緑地の設置基準を示すものではありません。)

行為種別	規模	保全・回復・創出方針		配慮事項
共同住宅	3,000㎡以上	公園・緑地※	開発区域面積の6%以上を、土地の形質の変更を極力抑え、自然的環境をできるだけ保全した公園・緑地として確保する。	開発区域面積の10%以上の保全・回復型緑地
		敷地内	建築敷地面積の20%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。その内、開発区域面積の4%以上の保全・回復型緑地を公園・緑地に隣接して確保する。	
	3,000㎡未満	敷地内	建築敷地面積の20%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。	
戸建住宅	3,000㎡以上	公園・緑地※	開発区域面積の6%以上を、土地の形質の変更を極力抑え、自然的環境をできるだけ保全した公園・緑地として確保する。この他、緑地協定などの活用により、緑の創出を図る。	
	3,000㎡未満	敷地内	緑地協定などの活用により、緑の創出等を図る。	
事業所・公共公益施設	1,000㎡以上	敷地内	建築敷地面積の10%以上を、自然的環境の保全に配慮した保全・回復型緑地及び周辺の緑化状況を反映させた緑化地として確保する。	

※公園・緑地の設計で配慮すべき内容  
 保全配慮地区内のA、Bランクの緑地を対象とする開発事業等については、公園面積の50%以上を植栽地として確保し、将来的に公園面積の80%以上の緑被率が確保されるよう配慮する。

○開発区域面積3,000㎡の共同住宅建設事業



1. 確保すべき緑化面積率

- ・ 緑化に当たっては、対象となる施設ごとに次に示す緑化面積率を確保してください。但し、勾配30度以上の法面緑化は緑化地面積にはカウントできません。

緑化対象施設	緑化面積率
公園	(街区公園程度) 30%以上
公共・公益施設	建築敷地面積の10%以上
住宅	建築敷地面積の20%以上 (近隣商業地域及び商業地域は、建築敷地面積の10%以上) ※用途地域がまたがる場合は面積按分とします。
事業所	建築敷地面積の10%以上

※ 他の法令等の基準又は地区計画等により、本基準より多くの緑化面積率が必要な場合は、その基準によるものとします。

- ・ 地域性や施設の特徴を勘案し、下記の項目に留意してください。
  - ①多摩丘陵緑化ゾーンにおける施設では、既存の斜面樹林の保全を前提に緑化計画を立案し、上記の緑化面積率を確保するように努めてください。
  - ②臨海緑化ゾーンにおける施設では、まとまりのある緑の創出が課題となっていることから、特に事業所の緑化面積はできる限り広く確保するよう努めてください。
  - ③学校及びその他の公共・公益施設においては、市域緑化の先導的役割を担っていることから、できる限り建築敷地面積の20%以上の緑化を行ってください。

2. 緑化面積の考え方

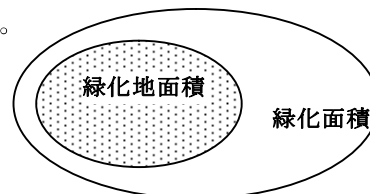
- ・ 用語の定義については以下の通りとします。

緑化地：地盤面における、樹木により緑化される一団の土地

緑化地面積：緑化地の総面積

緑化面積：本指針の基準に基づき算出される緑の面積

[緑化地面積] + [次ページ1)～6)で計上される面積]



- ・ 緑の量的水準としては、次の算式を標準として計画してください。  
植栽本数 = (緑化地面積 + 屋上緑化面積) × 下記の係数 (高・中・低木)

高木 0.08本/m <sup>2</sup>	※高木、中木、低木を係数の比率に応じて換算して植栽することもできます。但しそれぞれの数値標準の半数以上は植栽するものとします。
中木 0.16本/m <sup>2</sup>	
低木 0.48本/m <sup>2</sup>	

- ・ 次ページの1)～6)に該当する緑化については、緑化面積の50%以上の緑化地面積を確保することを前提に、緑化面積として計上することができます。但し、近隣商業地域及び商業地域においてはこの限りではありません。

### 1) 接道部緑化

- ・ 接道部緑化は道路空間と一体となった緑化で、次の条件を満たすことにより、緑化地面積の1.5倍を緑化面積として計上できます。(緑化地面積の0.5倍を割増して計上)
  - ①緑化地の幅員は1.0m以上確保すること。但し、幅員は接道長の2倍まで、最大10.0mまでとする。
  - ②フェンス等により道路からの見通しが妨げられていないこと。
  - ③道路と緑化地の高さが概ね同一であること。

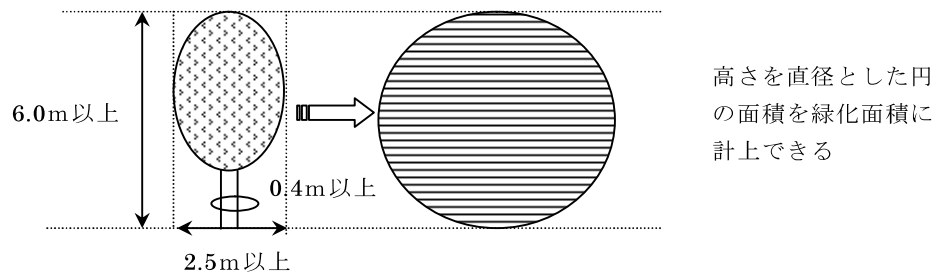
### 2) 生け垣植栽

- ・ 接道部に生け垣(高さ1.5m以上)を行った場合で、次の条件を満たすことにより、生垣の高さ×延長の面積を緑化面積として計上することができます。
  - ①緑化地の幅員は0.5m以上確保すること。
  - ②フェンス等により道路からの見通しが妨げられていないこと。
  - ③道路と緑化地の高さが概ね同一であること。

### 3) 大景木\*植栽

- ・ 用途地域に関わらず大景木\*(施設や地域のシンボルツリー・ランドマークツリー等として高さ6.0m以上、目通周0.4m以上、葉張2.5m以上の高木)を植栽した場合には、高さを直径とした円の面積を緑化面積として計上することができます。

\*大景木  
p. 28 参照



### 4) 壁面緑化

- ・ 建築物の壁面や擁壁につる植物等で緑化を行った場合、次の条件を満たすことにより、壁面の高さ×延長の面積を緑化面積として計上することができます。但し、高さについては、4.0mを超えてカウントすることはできません。
  - ①敷地外から目視可能な部分であること。
  - ②植栽地の幅員は0.3m以上確保すること
  - ③植物による被覆が可能な材質、構造であること。

### 5) 屋上の緑化

- ・ 地被のみでなく樹木の植栽をあわせて行った場合は、屋上緑化、テラス等の緑化部分を緑化面積として計上することができます。

### 6) 農地及び水辺地

- ・ 農地及び水辺地は緑化面積として計上することができます。

1. 住区基幹公園

- 公園の配置、造成、施設標準等に関しては、以下に抜粋している「川崎市宅地開発指針」によって計画してください。

1) 公園の配置

- 開発区域内の公園等は、都市災害時に避難地としても利用できるように考慮しながら、次の表に示す誘致圏を参考にして適切に配置してください。

■ 公園種別ごとの誘致圏

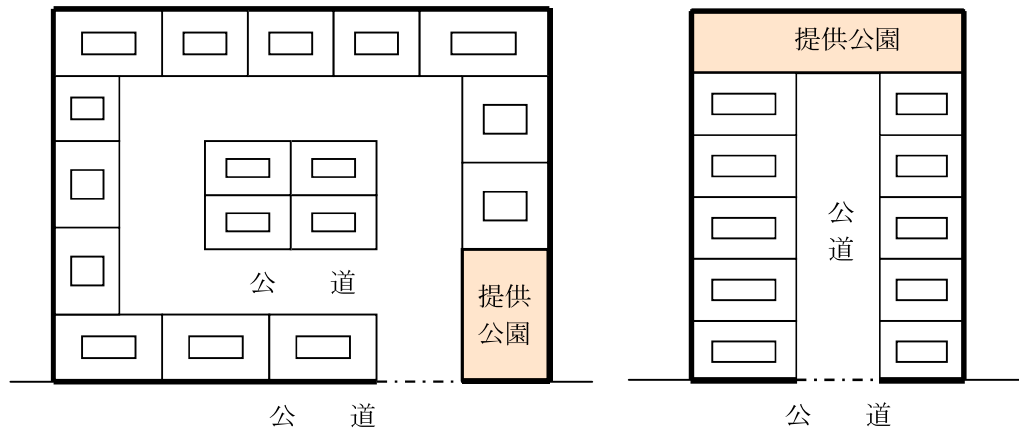
種 別	誘致距離
街区公園 (標準0.25ha)	250m
近隣公園 (標準2.0ha)	500m
地区公園 (標準4.0ha)	1,000m

開発区域内の公園等の配置例

開発区域内でかつ利用しやすい位置に配置  
(原則、公道2面接道)

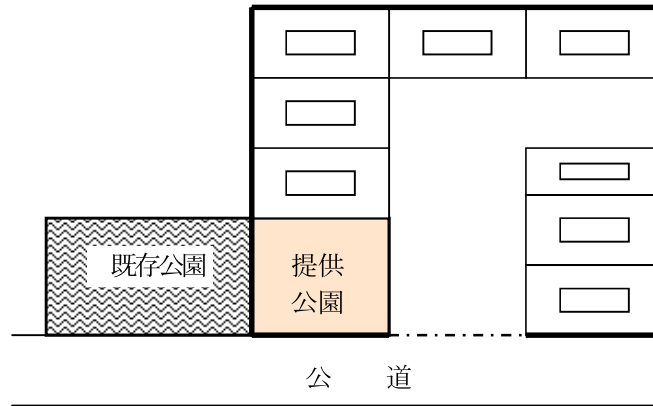
良い例

良くない例

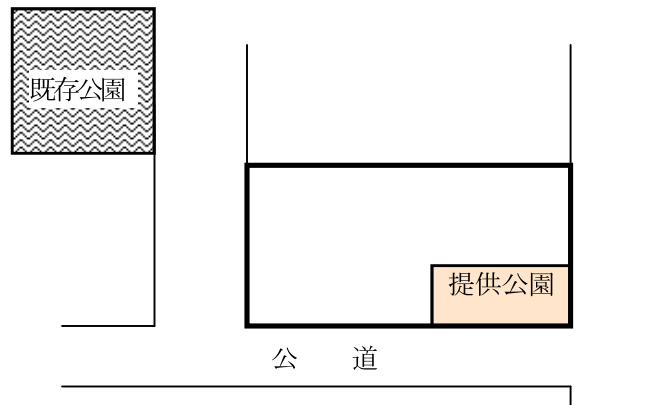


既存公園が近くにある場合

既存公園が隣接しているときは一体化する。



既存公園が近接しているときは離す。





## 2) 公園敷地の形態

- ・ 敷地の形態は、将来にわたって公園として十分な機能を発揮することができるよう、以下を参考に可能な限り平坦でまとまりのある整形な土地としてください。
  - ① 街区公園は、平坦な土地に造成して提供してください。
  - ② 近隣公園以上の公園で、自然形態が優れ、その保存が適当と考えられる区域、又は、保全配慮地区内では、元の自然を活かした公園整備を図ることも可能です。詳細については、公園担当窓口へ相談してください。
  - ③ 高圧送電線路下の敷地や高圧鉄塔を含む土地は、原則的に公園敷地にはできません。
  - ④ 公園の中には、都市公園法により公園施設以外の施設の設置はできません。
  - ⑤ 公園には、道路・河川・宅地・その他明らかに公園以外の目的をもつ土地、または施設の構成部分とみなされる土地を含めることはできません。
  - ⑥ 公園敷地の日照については、周辺区域の建築物等により阻害されることのないよう注意し、冬至日において9時より15時までの間に、公園の主要部分でおおむね4時間以上確保してください。

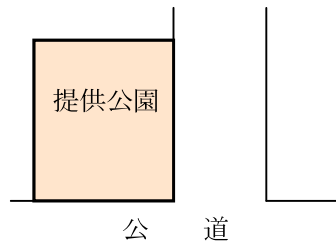
## 3) 道路、隣地の関係

- ・ 公園と道路(公道)との関係は以下を基準とします。
  - ① 公園敷地の外周は、できる限り2面以上が道路法第3条第1項の各号に掲げる有効幅員4m以上の道路（ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）に接するように配置してください。また、一面以上は長辺となる面を道路法上の道路と接道し、道路(公道)の高さとほぼ同じになるように配慮して、利用者の安全を図り、管理上にも配慮した設計を心掛けてください。
  - ② 街区公園の出入口を、歩道のない自動車交通量の多い主要道路に面して設置することは極力さけてください。
  - ③ 公園と道路面との高低差は極力少なくすると共に、得に出入口部分のうち少なくとも1ヶ所については道路と平坦になるように計画してください。
  - ④ 街区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を2m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、法面ですりつけてください。
  - ⑤ 近隣公園、地区公園は、隣接地（道路、画地等）との高低差を3m以下としてください。また、設置する擁壁の高さは、1.5mを限度として、30°以下の法面（斜面）ですりつけてください。

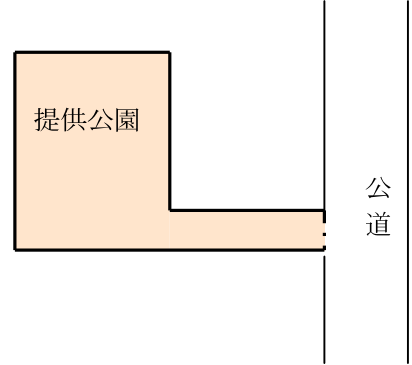
公園と道路、隣地との関係

公園と公道の位置

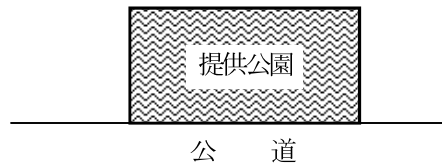
良い例



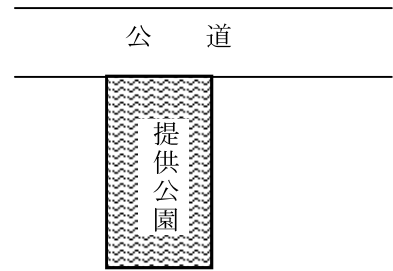
良くない例



良い例



良くない例

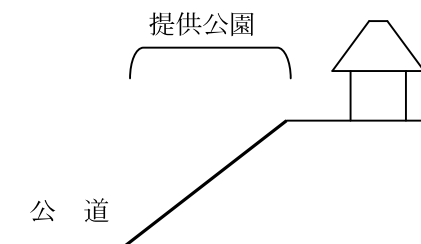


(長辺が接している)

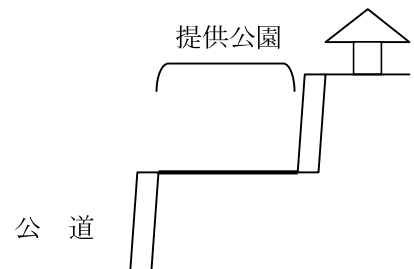
(短辺が接している)

提供公園として望ましくない土地

急傾斜地



高い擁壁の上下など、見通しの悪くアプローチのしにくい土地



4) 公園敷地の造成

・ 公園は、利用者の安全や周囲の環境への配慮等のため、次に示す内容で造成工事等に対処してください。

- ① 公園用地の造成に関する技術的な基準は、宅地造成等規制法及び同法施行令の各条各項を準用して設計してください。詳しくは、本市まちづくり局発行の「宅地造成に関する工事の技術指針」をご参照ください。
- ② 公園敷地は、良質の土壌により整地してください。
- ③ 植栽帯を設ける場合には、植栽に適した土壌、あるいは保全した表土により十分な覆土を行い、更に、樹木の良好な生育に必要な措置を講じてください。
- ④ 公園内の土地の傾斜面は、必要に応じて、擁壁、石張り、又は芝張り、その他の緑化工法等により十分な保護をしてください。
- ⑤ 公園敷地には、雨水その他の水、溢水、流水がないように適切に排水施設その他の設備を設置してください。

5) 公園施設

・ 公園の主要な施設は、下表に掲げるものを標準とし、周辺の公園整備状況等を考慮して設置してください。

■ 公園の主要な施設

種 別	主 な 施 設
街区公園	遊戯施設（複合遊具、ブランコ、スベリ台、砂場等） 修景施設（パーゴラ、植栽等） 休養施設（ベンチ、あずまや等） 便益施設（水のみ等） 管理施設（外柵、照明、排水、時計塔等）
近隣公園 地区公園	街区公園に設けるものの他に、園路、運動施設、教養施設、便益施設等を適宜付加してください。

① 出入口

ア 公園の出入口については、公園利用者のため及び災害時の避難場所として周辺住民等の利用に供するために、適切な位置、数及び構造としてください。

イ 公園には原則として、2ヶ所以上に出入口を設けてください。

ウ 道路に面する出入口のうち少なくとも1ヶ所は身体障害者等の利用及び管理用車両の出入りができる形態及び構造とし、4m以上の有効幅員を確保してください。

また、身体障害者の利用可能な出入口の形態及び構造は「川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」に準じて設けてください。

エ 出入口には、ステンレス製の取り外し可能な車止めを設けてください。

オ 出入口の段差は、公道等と接する部分等で2 c m以下としてください。

② 広場

ア 広場は、遊戯の運動等との利用目的に応じた規模と形状を有するように配置してください。

イ 広場は、ダスト等により表層処理をしてください。

ウ 広場には、適切な排水施設を設け、その外周部には、L型側溝やU型側溝を配置してください。

エ 広場の表面排水勾配は、0.5%程度としてください。

③ 遊戯施設

ア 遊具としての機能を3種類以上もつ遊戯施設を整備してください。

イ 遊具は腐食、腐朽しにくい材質を用いてください。

ウ 設置位置については、遊具の安全距離が確保できる位置に設置してください。

④ 植栽

ア 公園内の植栽については、本指針に基づいて計画及び施工してください。

イ 樹木等の植栽は、地形、地質、その他の植物の生育に関わる環境条件を考慮して、公園の風致を形成するにふさわしい配植を行ってください。

ウ 既存緑地については、倒木等の撤去を行い、良好な樹林環境を整備し、隣地に越境しそうな樹木については、伐採又は剪定をしてください。

⑤ 公園灯

ア 公園内の園路、広場、その他必要な場所には公園灯を設置してください。

イ 公園灯は、次に掲げる範囲を標準として設置してください。

(ア) 公園の面積1,000 m<sup>2</sup>当りメタルハライド灯(150W)1灯

(イ) 緑道、緑地、30 m当りメタルハライド灯(150W)1灯

ウ 公園灯の点灯は、原則として自動点滅器により行い、配線は地中電線路としてください。

エ 灯具、灯柱、引込柱、自動点滅器、その他の製品及び電気材料については、本市の指定する製品又はこれと同等以上の製品を用いてください。

オ 植栽帯内に公園灯及び引込柱を設ける場合には、樹木が覆いかぶさらないように計画してください。

⑥ 給水

公設の水道管から公園に直接引き込んでください。

⑦ 排水

ア 公園内には、雨水等の地表水及び汚水を排除するための排水設備を設置してください。

イ 管きよは、その勾配及び断面積が排水すべき地表水及び汚水を支障なく流下できる構造であるとともに、維持管理上支障のない規格構造としてください。

ウ 管きよは、公園から公設の下水管へ直接つなげるようにしてください。

⑧ 柵

ア 公園には、公園利用者の危険防止のために適切な柵を設置してください。

イ 柵はメッシュフェンスを標準とし、安全で耐久性のある材質を用い、勾配部分については勾配対応の製品を用い、高さについては窓口で相談ください。

⑨ 境界石標

公園敷地の境界には、原則として本市規格の境界石標等を設置してください。

6) 公園施設以外の施設等

- ・ 公園には、公園敷地以外の施設、工作物、その他の工作物を設けないでください。

ただし、都市公園法第7条及び同法施行令第12条の各号に掲げる占用物件で、都市計画法第32条に基づく協議において本市の同意を得たものについてはこの限りではありません。

2. 緑 地

開発区域内における樹林地等の緑地は、住区基幹公園の配置状況を勘案しつつ、可能な限り整備・保全し、自主管理又は帰属の対象としてください。

3. ポケットパーク

提供される公園が180㎡未満の場合は、ポケットパークとしての整備をしてください。整備内容は以下のとおりとします。

- ① 敷地の形態は、平坦で整形な土地としてください。
- ② 長辺となる面を道路法上の道路と接道し、道路と平坦となるようにしてください。入口部分については、安全が確保できる構造としてください。
- ③ ベンチを2基以上設けてください。
- ④ 周辺環境と調和する植栽を施してください。
- ⑤ 大景木（H＝6.00、C＝0.40、W＝2.50）を1本以上植栽してください。
- ⑥ 広場はインターロッキング舗装等とし、表面排水勾配は、0.5から1%程度としてください。
- ⑦ 管理用の散水栓、外柵、照明、排水等を適宜設けてください。